

(3) 援助内容

- 金額は令和3年度の年額です。令和4年度の内容については、7月頃に仙台市HP等でお知らせします。
- 就学援助制度は下記の援助費目を支給するものであり、**学校納付金を免除するものではありません**。
- 就学援助費（学校給食費・医療費を除く）は、申請時に指定された口座に振り込みをいたします。

援助費目	小学校		中学校		支給時期 (予定)
	1年	2~6年	1年	2年・3年	
学用品費 <small>※年度途中で認定の場合、月割計算</small>	11,630円/年	13,900円/年	22,730円/年	25,000円/年	10月・3月 <small>※年額を2回に分けて支給</small>
新入学学用品費	51,060円 <small>※小学校入学前に受給していない場合は7月に支給</small>		60,000円 <small>※小学校6年次に受給していない場合は7月に支給</small>		3月 または 7月
修学旅行費	実費（一部経費除く）				学校での経費精算後
校外活動費	実費（一部経費除く）				学校での経費精算後
	宿泊				
	遠足	実費（一部経費除く） 【上限：1,600円】	実費（一部経費除く） 【上限：2,310円】		3月
通学費	実費 <small>※条件がありますので、備考欄をご確認ください</small>				10月・3月
体育実技用具費	実費 【上限：柔道/7,650円・剣道/52,900円】 <small>※体育（柔道・剣道）で必要な用具のみ対象</small>				10月 または 3月
卒業アルバム購入費	実費【上限：11,000円】 <small>※小学校6年次のみ</small>	実費【上限：8,800円】 <small>※中学校3年次のみ</small>			3月
生徒会費	実費【上限：5,550円】				3月
学校給食費	実費（認定日以降分を教育委員会が負担）				
医療費	実費（教育委員会から病院等に直接支払） <small>※支給対象となる疾病に限りがありますので、備考欄をご確認ください</small>				

【備考】

新入学学用品費

入学前年度に入学前支給（生活保護費の入学準備金を含む）を受けていない方のうち、**令和4年4月1日付で就学援助の認定を受けた方（4月中に申請書を提出した方）のみ**対象となります。

修学旅行費・校外活動費

認定日以降に参加した行事のみ、支給の対象となります。

通学費

通学距離（片道）が小学校4km/中学校6km以上で、公共交通機関を利用し、指定学校に通学する場合のみ対象となります。

学校給食費

認定日の反映に時間を要するため、給食費が口座より引き落とされる場合があります。その場合は、後日、還付いたしますのでご容赦ください。（事前に給食費担当課からお知らせが届きます）

医療費

支給対象となる疾病は、【虫歯・慢性副鼻腔炎・中耳炎・アデノイド・結膜炎（ウイルス性に限る）・白癬・疥癬・膿痂疹・寄生虫病・トラコーマ】に限ります。上記の疾病により医療機関を受診する前に、学校の医療券担当者に必ずご相談ください。受診時に必要となる医療券を教育委員会より発行します。

問い合わせ先（※申請書類の提出先は学校となります）

お子様が在籍している学校の事務担当者 電話 022-(241)-5285
 仙台市教育委員会 学事課奨学調整係 電話 022-(214)-8861

保護者の皆様へ

令和4年度 就学援助制度のお知らせ【市立小・中学校（青陵中含む）】

仙台市教育委員会学事課

仙台市では、仙台市立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）に就学するお子様が安心して教育を受けられるよう、経済的理由などによりお困りの方のために就学援助制度を設けています。制度の利用をご希望の場合は、お子様が在籍する学校までご相談ください。

★令和4年度から、就学援助制度の認定対象を拡大します！★

（認定要件「経済的理由」の審査について、内容を見直します）

認定対象拡大のポイント

Point1 認定基準額（目安）を引き上げます

- 家族の人数が同じでも、年齢構成により認定基準額を算定します

【例】4人家族の場合（注：年齢構成により異なるので、あくまで目安です）

令和3年度まで		⇒	令和4年度から	
所得額	2,580,000円		所得額（目安）	約2,886,000円
給与収入額	3,900,000円	給与収入額（参考）	（約4,282,000円）	

Point2 給与収入の方についても、所得により審査します

- 給与所得控除後の金額を確認します

【例】源泉徴収票で所得額を確認する場合

●この金額から最大10万円を控除して審査します
※市民税の情報により確認を行うため、収入状況を証明する資料の提出は不要です

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所 又は 居所	(役職名)	
	仙台市〇〇区××1丁目1番1号-101号	氏名	仙台 樹
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	3,500,000円	2,370,000円	1,160,000円
			源泉所得税額 61,700円

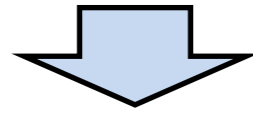
★対象になるかわからない場合も、まず申請を！★

令和3年度までは対象にならなかった方や、世帯人数ごとの認定基準額（目安）【3ページに記載】を超える場合でも、年齢構成によっては認定となる可能性があります。

(1) 申請方法及び注意事項

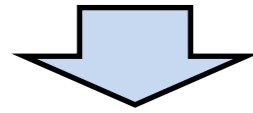
①申請書の交付

- ・在籍する学校より申請書を交付しますので、**学校事務あてにご連絡ください。**



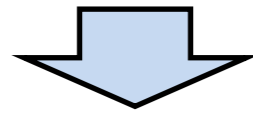
②申請書の提出

- ・申請書、口座振込依頼書、認定要件ごとの添付書類を学校まで提出してください。
- ・小中学校のそれぞれにお子様に通学している場合は、**両方の学校に提出してください。**



③教育委員会での審査

- ・審査に必要な書類が不足している場合は、学校を通じて文書により依頼します。**指定した期日までに提出されない場合、申請取下げの扱いとしますのでご注意ください。**
- ・申請内容等により、結果のお知らせまでに2~3か月ほどお時間をいただく場合があります。



④審査結果のお知らせ

- ・学校を通じて、文書により審査結果をお知らせします。
- ・各援助費目の支払時期（目安）は、4ページをご覧ください。

注意事項

- ・各援助費目は、申請書が学校に提出された月から対象となります。**4月からの認定を希望する場合は、令和4年4月28日（木）までに学校に申請書を提出してください。**添付書類の発行に時間がかかる場合は、先に申請書のみ提出してください。
- ・生活保護を受給している方は、**申請不要です。**（修学旅行費・医療費のみ対象）
- ・東日本大震災により被災したご家庭は「被災児童生徒就学援助制度」に該当し、追加書類が必要となる場合がありますので、在籍校までご連絡ください。なお、援助内容は通常の就学援助制度と同様です。

(2) 認定要件

- ・3ページの認定要件のうち、いずれか一つに該当すれば認定となります。**ほとんどのご家庭の場合、No.2「児童扶養手当の受給」またはNo.8「経済的理由」での認定となります。**

- ・就学援助制度上の「家族」とは、同じ住居に住んでいる方全員を指します。**同じ住居に住んでいて、住民票上の世帯を分けている方を含みます。また、単身赴任等で別居している方も含みます。**

- ・持家を取得して1年以内のご家庭は、原則として就学援助制度の対象となりません。また、認定後に持家を取得した場合は、取得日の翌月より認定取消となります。

■認定要件

No.	該当理由	添付書類（コピー可）																		
1	生活保護の停止または廃止 【令和4年4月以降に停廃止された場合のみ対象】	<input type="checkbox"/> 生活保護停止または廃止決定通知書 ※ 停廃止理由や世帯状況等により、追加書類の提出を依頼する場合があります																		
2	児童扶養手当の受給	不要																		
3	市民税の非課税（地方税法第295条第1項該当のみ）または減免 【18歳以上の家族全員が、①障害者手帳を所持 ②寡婦 ③ひとり親のいずれかに該当し税控除を受け、かつ非課税の場合のみ対象】	下記の場合を除き不要 令和4年1月1日時点で仙台市に住民票がない方 <input type="checkbox"/> 令和4年度（令和3年分）市・県民税非課税証明書または減免通知書【当時お住まいの市町村で発行】 ※ 18歳以上の家族全員分の提出が必要です																		
4	国民年金保険料の免除または納付猶予 【20歳以上の家族全員が免除または納付猶予されている場合のみ対象】	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書【日本年金機構より通知】 ※ 令和4年4月以降の保険料が免除・納付猶予されているか確認します また、令和4年7月以降に更新状況を確認します																		
5	国民健康保険料の減免 【家族全員が国民健康保険に加入し、以下のいずれかの事由により保険料が減免されている場合のみ対象】 ①失業・退職により所得が激減した ②災害により所有する住宅または家財に損害を受けた ※福島第一原子力発電所の事故による避難を理由とする減免は対象外 ③冷害・凍霜害・干害等により農作物に被害を受けた	<input type="checkbox"/> 令和4年度 国民健康保険料減免決定通知書【各区役所・総合支所より通知】																		
6	個人事業税または固定資産税の減免 【個人事業税：災害による減免のみ対象】 【固定資産税：家屋新築による軽減等は対象外】	<input type="checkbox"/> 個人事業税減額通知書【県税事務所より通知】 または <input type="checkbox"/> 令和4年度 固定資産税課税明細書【市役所より通知】 ※ いずれの書類も、減額理由が確認できるページが必要となります																		
7	生活福祉資金貸付の利用 【社会福祉協議会からの貸付のみ対象】	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付決定通知書または償還整理帳【社会福祉協議会より発行】																		
8	経済的理由 【家族全員の総所得額が、家族人数と年齢構成ごとに算定される認定基準額を下回る方】 (参考：家族人数ごとの大まかな目安) <table border="1" data-bbox="1638 1522 2279 1822"> <thead> <tr> <th>家族数</th> <th>所得額（目安）</th> <th>給与収入額（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>約2,229,000円</td> <td>(約3,462,000円)</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>約2,486,000円</td> <td>(約3,783,000円)</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>約2,886,000円</td> <td>(約4,282,000円)</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>約3,241,000円</td> <td>(約4,726,000円)</td> </tr> <tr> <td>6人以上</td> <td colspan="2">1人増えるごとに50万円程度加算</td> </tr> </tbody> </table> ※家族の年齢構成により、総所得額が上記の目安を上回っても認定になる場合や、下回っても不認定になる場合があります	家族数	所得額（目安）	給与収入額（参考）	2人	約2,229,000円	(約3,462,000円)	3人	約2,486,000円	(約3,783,000円)	4人	約2,886,000円	(約4,282,000円)	5人	約3,241,000円	(約4,726,000円)	6人以上	1人増えるごとに50万円程度加算		下記の場合を除き不要 令和4年1月1日時点で仙台市に住民票がない方 <input type="checkbox"/> 令和4年度（令和3年分）市・県民税（非）課税証明書【当時お住まいの市町村で発行】 ※ 18歳以上の家族全員分（学生は除く）の提出が必要です
家族数	所得額（目安）	給与収入額（参考）																		
2人	約2,229,000円	(約3,462,000円)																		
3人	約2,486,000円	(約3,783,000円)																		
4人	約2,886,000円	(約4,282,000円)																		
5人	約3,241,000円	(約4,726,000円)																		
6人以上	1人増えるごとに50万円程度加算																			